

改正前税法に基づくと旨は追加情報に注記 グループ通算制度移行に 係る税効果会計のポイント

有限責任あずさ監査法人
公認会計士 三宮 朋広

【この章のエッセンス】

●実務対応報告39号の適用により、グループ通算制度の適用を前提とした税効果会計における繰延税金資産および繰延税金負債の額は、税効果適用指針44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づくことができる。

●実務対応報告39号に基づき特例的な取扱いを適用した場合、実務対応報告39号の取扱いにより改正前の税法の規定に基づいている旨を注記する。

得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律8号）（以下、「改正法人税法」という）では連結納税制度を見直し、グループ通算制度へ移行することとされており、グループ通算制度は2022年4月1日以後開始する事業年度から適用される。

グループ通算制度の適用は、税効果会計の会計処理にも影響を与える可能性がある。そのため、企業会計基準委員会（ASBJ）は、2020年3月31日に、必要と考えられる取扱いを定めた実務対応報告39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」以下、「実務対応報告39号」という）を公表し、同日以後適用されている。

2020年3月に公布された「所

はじめに

実務対応報告39号の概要ならびに実務上の留意点を解説する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

グループ通算制度の概要

グループ通算制度とは、完全支配関係にある企業グループ内の各法人を納税単位として、各法人が個別に法人税額の計算および申告を行い、そのなかで損益通算等の調整を行う制度とされている。

適用法人の範囲、損益通算や欠損金の通算が可能である点は、おおむね連結納税制度と同様とされているが、大きな特徴として、企業グループ全体を1つの納税単位とする方法

から、企業グループ内の各法人を納税単位とする方法に枠組みが変更される点（「一体申告方式」から「個別申告方式」への変更）があり、各法人が法人税額の計算および申告を行うことになる。これにより、損益通算・欠損金の通算のメリットを享受しながら、連結納税制度と比べて大幅な事務負担の軽減を図ることが可能とされている。

2022年4月1日以後に開始する事業年度においては、連結納税制度の承認はグループ通算制度の承認とみなされるため、連結納税制度を適用している企業は、所定の手続をしなければ、自動的にグループ通算制度に移行することになる。

実務対応報告39号の概要および実務上の留意点

(1) 範囲

実務対応報告39号では、改正法人税法の成立日の属する事業年度において連結納税制度を適用している企業および改正法人税法の成立日より後に開始する事業年度から連結納税制度を適用する企業を対象としている。